

報告第18号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年9月2日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 1 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 8 3 , 3 8 0 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 2 年 8 月 4 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 6 月 4 日（木）午前 9 時 4 7 分頃、交野市私部 2 丁目 2 9 番 1 号、青年の家駐車場内において、職員が同駐車場から出庫しようとして公用車を後進させたところ、同駐車場内で停車していた相手方車両の後方バンパーに公用車の後方バンパーが接触し、損傷させた。
- 5 そ の 他
- | | |
|---------|---------------|
| 相手方修理費等 | 8 3 , 3 8 0 円 |
| 対物共済保険額 | 8 3 , 3 8 0 円 |
| 市持出額 | 0 円 |

令和 2 年 8 月 4 日

交野市長 黒 田 実